

令和 7 年 5 月 19 日

保護者様

加西市教育委員会
学 校 教 育 課

臨時休業等の措置について

加西市立学校の児童生徒の安全確保のために、以下のように整理しましたのでお伝えします。

記

- (1) 気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）もしくは特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が「**加西市**」に、朝 7 時現在に発令されている場合

臨時休業

- (2) 「震度 5 弱」以上のゆれが、「**加西市**」に前日から朝 7 時までの間に発表された場合

臨時休業

- (3) 熱中症**特別**警戒アラートが、「**兵庫県**」に前日に発令された場合

翌日は臨時休業

※熱中症特別警戒アラートとは、各都道府県下の全ての暑さ指数(WBGT)情報提供地点で、翌日、35℃に達すると予測される場合に発表されるもので、令和 7 年 4 月までに発令された例はありません。

- (4) J アラートが、「**兵庫県**」に前日から朝 7 時までに発信され、解除されていない場合

自宅待機

※対応が決まり次第、学校から緊急連絡メール等でお知らせします。

- (5) 竜巻注意情報が、「**兵庫県**」に朝 7 時現在に発令されている場合

自宅待機

※対応が決まり次第、学校から緊急連絡メール等でお知らせします。

- ・上記の措置を取る場合、あらかじめ学校からの連絡はありません。(4)(5)の自宅待機後や翌日の対応については学校から連絡しますので、緊急連絡メールを確認してください。
- ・ただし、(1)については、警報が解除された後、学校で特別な行事等がある場合に限り、登校する場合があります。